

平成28年7月29日に公布された改正FIT法施行規則等に基づき、平成28年8月1日以降に接続契約を締結する10kW以上の太陽光発電設備については、

(平成28年度までに認定を取得している場合)

平成29年4月以降の新認定制度における認定を取得したとみなされる日

(平成29年度以降に認定を取得する場合)

認定の取得日

から起算して、運転開始までに3年という運転開始期限を設け、運転開始期限を超過した場合には調達価格の低減又は調達期間の短縮のいずれかの措置を講じることとなったため、モデル契約書(平成27年6月改定)を以下のとおり変更することとします。

第1.2条(受給開始日及び受給期間)

1. 本契約による受給電力の受給開始日及び受給期間は、次のとおりとする。但し、(i)再エネ特措法第6条第4項に基づく変更認定を受けたことにより本発電設備について適用される調達期間が変更された場合には、当該変更後の調達期間を超えない範囲内の期間とし、(ii)再エネ特措法第3条第8項の規定により、本契約につき適用される調達期間が改定された場合には、かかる改定後の調達期間を超えない範囲内の期間によるものと【し、(iii)その他再エネ特措法及び同法の関係法令等の規定により、本発電設備について適用される調達期間が変更された場合には、当該変更後の調達期間を超えない範囲内の期間と【注：10kW以上の太陽光発電設備の場合に規定。】】する。(略)

3. 甲又は乙は、受給開始日を変更する必要がある場合、協議の上これを変更することができる。この場合、甲及び乙は、合理的な理由なく当該変更を拒絶、留保又は遅延しないものとするが、相手方に対し、必要な説明及び資料の提示並びに協議を求めることができるものとする。受給開始日を変更した場合の受給期間は、変更後の受給開始日(同日を含む。)から起算して○(例：240)月経過後最初の検針日の前日までの期間とする。但し、(i)再エネ特措法第6条第4項に基づく変更認定を受けたことにより本発電設備について適用される調達期間が変更された場合には、当該変更後の調達期間を超えない範囲内の期間とし、(ii)再エネ特措法第3条第8項の規定により、本契約につき適用される調達期間が改定された場合には、かかる改定後の調達期間を超えない範囲内の期間によるものと【し、(iii)その他再エネ特措法及び同法の関係法令等の規定により、本発電設備について適用される調達期間が変更された場合には、当該変更後の調達期間を超えない範囲内の期間と【注：10kW以上の太陽光発電設備の場合に規定。】】する。

第1.4条(料金)

1. 乙が甲に支払う毎月の料金は、前条に定める方法により計量された受給電力量に以下の電力量料金単価(但し、(i)再エネ特措法第6条第4項の変更認定を受けたことにより本発電設備について適用される調達価格が変更された場合には、当該変更後の調達価格によるものとし、(ii)再エネ特措法第3条第8項の規定により、本契約につき適用される調達価格が改定された場合には、かかる改定後の調達価格によるものと【し、(iii)その他再エネ特措法及び同法の関係法令等の規定により、本発電設備について適用される調達価格が変更された場合には、当該変更後の調達価格によるものと【注：10kW以上の太陽光発電設備の場合に規定。】】する。)を乗じて得た金額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。(略)